

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 4 6 号

相模原市立文化会館条例の一部を改正する条例

相模原市立文化会館条例(平成元年相模原市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 2 0 条第 1 項中「かつ、」の次に「特に緊急を要するため」を加え、「いとまがない」を「時間的余裕がないことが明らかである」に改める。

別表第 1 項第 1 号の表中	「	295, 400 円		「	323, 100 円	
		384, 000 円			420, 000 円	
		204, 600 円			223, 800 円	
		266, 000 円	を		290, 900 円	に改め、別表
		40, 200 円			44, 000 円	
		52, 200 円			57, 100 円	
		」			」	
第 2 項第 1 号の表中	「	36, 900 円		「	47, 900 円	
		10, 300 円	を		11, 300 円	に改め、別表第 3 項
		」			」	

「

4,200 円
4,200 円
14,100 円

」の表中を「

4,600 円
4,600 円
15,400 円

」に、「

6,600 円
6,600 円

」を

「

6,800 円
6,800 円

」に改め、別表第 4 項第 2 号の表備考 2 中「前号の表備考 4」を

「前号の表備考 2」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。ただし、別表第 4 項第 2 号の表備考 2 の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 項第 1 号、第 2 項第 1 号及び第 3 項の規定は、令和 10 年 1 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。